



# 宮 崎 県 公 報

令和 5 年 10 月 6 日 (金曜日) 号外 第 46 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

- 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 証明手数料徴収規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 2
- 宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則の一部を改正する規則…………… (観光推進課) 2

頁

### 企業局企業管理規程

- 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する  
企業管理規程…………… 5

### 病院局企業管理規程

- 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 5

### 公安委員会規則

- 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 6

## 規 則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 5 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第47号

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則 (平成16年宮崎県規則第49号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(感染症の範囲)</p> <p>第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する知事が別に定める感染症は、 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する感染症並 びに<u>新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス 属のコロナウイルス (令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界 保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告 されたものに限る。)) であるものに限る。以下同じ。)) とする。</u></p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>(条例附則第 3 項の知事が定める施設等)</u></p> <p>2 条例附則第 3 項に規定する知事が定める施設は、次に掲げるも のとする。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者が入院する病院又は診療 所</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の患者が宿泊療養を行うために 利用する施設として知事が認めるもの</u></p> <p>3 条例附則第 3 項に規定する知事が定める場所は、<u>新型コロナウ イルス感染症の患者の移送又は搬送に係る経路上の場所 (車両そ の他の移動施設を含む。)) とする。</u></p> <p>4 条例附則第 3 項に規定する知事が定める作業は、次に掲げるも のとする。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者に接触して行う作業</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の患者が使用した物件の処理</u></p>	<p>(感染症の範囲)</p> <p>第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する知事が別に定める感染症は、 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する感染症と する。</p> <p>附 則</p> <p>[略]</p>

(3) 前 2 項に規定する施設又は場所の内部における長時間の連絡調整

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第48号

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則（昭和32年宮崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第3条 知事は、国又は地方公共団体の職員で職務上の必要により別表6の項に規定する証明を申請するものについては、手数料を免除することができる。	第3条 条例第3条第2項第16号の規則で定める場合は、別表の6の項に規定する証明手数料を納入通知書により納入する場合とする。
2 [略]	2 条例第3条第2項第16号の規則で定める時期は、納入通知書が交付された時から証明書が交付される時までとする。
	第4条 知事は、国又は地方公共団体の職員で職務上の必要により別表の6の項に規定する証明を申請するものについては、手数料を免除することができる。
	2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第49号

宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則（令和4年宮崎県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(利用できるものの範囲) 第2条 センターの各施設又は設備（広告物を掲出するため、知事があらかじめ指定した場所（以下「 <u>広告フェンス</u> 」という。）を除く。以下「センター施設等」という。）は、5人以上の団体で利用することができる。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、5人未満の団体にセンター施設等を利用させることができる。	(利用できるものの範囲) 第2条 センターの各施設又は設備（広告物を掲出するため、知事があらかじめ指定した場所（以下「 <u>広告掲出場所</u> 」という。）を除く。以下「センター施設等」という。）は、5人以上の団体で利用することができる。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、5人未満の団体にセンター施設等を利用させることができる。
(広告物掲出の基準) 第4条 <u>広告フェンス</u> に掲出することができる広告物は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。	(広告物掲出の基準) 第4条 <u>広告掲出場所</u> に掲出することができる広告物は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 <u>ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。</u>
(1) 縦50センチメートル、横 200センチメートル又は縦60センチメートル、横 150センチメートルであること。	(1) 縦50センチメートル横 200センチメートル、縦60センチメートル横 150センチメートル又は縦 240センチメートル横 360センチメートルであること。
(2) 木製又は金属製のフェンスの壁面に物件を用いて平面的に表示される広告物で、壁面と当該表示面の最前部との間が1センチメートル未満であること。	(2) 木製若しくは金属製のフェンス又はネットの壁面に物件を用いて平面的に表示される広告物で、壁面と当該表示面の最前部との間が1センチメートル未満であること。
(利用の許可の申請) 第5条 センター施設等を利用し、又は <u>広告フェンス</u> を利用しようとするものは、知事の許可を受けなければならない。	(利用の許可の申請) 第5条 センター施設等を利用し、又は <u>広告掲出場所</u> を利用しようとするものは、知事の許可を受けなければならない。
2 前項の許可を受けようとするものは、センター施設等利用許可	2 前項の許可を受けようとするものは、センター施設等利用許可

申請書 (別記様式第 1 号) 又は広告フェンス利用許可申請書 (別記様式第 2 号) を知事に提出しなければならない。

(利用の許可)

第 6 条 知事は、前条第 2 項の規定によりセンター施設等利用許可申請書又は広告フェンス利用許可申請書の提出があった場合において、センター施設等又は広告フェンスの利用の許可をするときは、当該申請者にセンター施設等利用許可通知書 (別記様式第 3 号) 又は広告フェンス利用許可通知書 (別記様式第 4 号) を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請者にセンター施設等利用不許可通知書 (別記様式第 5 号) 又は広告フェンス利用不許可通知書 (別記様式第 6 号) により通知するものとする。

2 [略]

(許可の基準)

第 7 条 知事は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、センター施設等又は広告フェンスの利用を許可しないものとする。

(1) [略]

(2) センター施設等又は広告フェンスをき損するおそれがあると認めるとき。

(3) [略]

(利用許可の取消しの申出)

第 8 条 第 6 条第 1 項の利用の許可を受けたもの (以下「利用者」という。) が利用の許可の取消しの申出をするときは、センター施設等利用許可取消申出書 (別記様式第 7 号) 又は広告フェンス利用許可取消申出書 (別記様式第 8 号) を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定によるセンター施設等利用許可取消申出書又は広告フェンス利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

別記

様式第 1 号 (第 5 条関係)

[略]

利用する施設及び附属設備並びにその利用期間	1～6 [略]
[略]	

[略]

様式第 2 号 (第 5 条関係)

広告フェンス利用許可申請書

[略]

宮崎県屋外型トレーニングセンター内の広告フェンスの利用の許可を受けたいので、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則第 5 条第 2 項の規定により、以下のとおり申請します。

行為の種類	<u>広告フェンス</u> の利用
[略]	

[略]

様式第 3 号 (第 6 条関係)

[略]

[略]
-----

申請書 (別記様式第 1 号) 又は広告掲出場所利用許可申請書 (別記様式第 2 号) を知事に提出しなければならない。

(利用の許可)

第 6 条 知事は、前条第 2 項の規定によりセンター施設等利用許可申請書又は広告掲出場所利用許可申請書の提出があった場合において、センター施設等又は広告掲出場所の利用の許可をするときは、当該申請者にセンター施設等利用許可通知書 (別記様式第 3 号) 又は広告掲出場所利用許可通知書 (別記様式第 4 号) を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請者にセンター施設等利用不許可通知書 (別記様式第 5 号) 又は広告掲出場所利用不許可通知書 (別記様式第 6 号) により通知するものとする。

2 [略]

(許可の基準)

第 7 条 知事は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、センター施設等又は広告掲出場所の利用を許可しないものとする。

(1) [略]

(2) センター施設等又は広告掲出場所をき損するおそれがあると認めるとき。

(3) [略]

(利用許可の取消しの申出)

第 8 条 第 6 条第 1 項の利用の許可を受けたもの (以下「利用者」という。) が利用の許可の取消しの申出をするときは、センター施設等利用許可取消申出書 (別記様式第 7 号) 又は広告掲出場所利用許可取消申出書 (別記様式第 8 号) を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定によるセンター施設等利用許可取消申出書又は広告掲出場所利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

別記

様式第 1 号 (第 5 条関係)

[略]

利用する施設及び附属設備並びにその利用期間	1～6 [略]
	7 シャワー室
	年 月 日 時 分
	から 年 月 日 時 分
	まで
[略]	

[略]

様式第 2 号 (第 5 条関係)

広告掲出場所利用許可申請書

[略]

宮崎県屋外型トレーニングセンター内の広告掲出場所の利用の許可を受けたいので、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則第 5 条第 2 項の規定により、以下のとおり申請します。

行為の種類	<u>広告掲出場所</u> の利用
[略]	

[略]

様式第 3 号 (第 6 条関係)

[略]

[略]
-----

利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間	1～6 [略]
[略]	

様式第 4 号（第 6 条関係）

広告フェンス利用許可通知書

[略]

年 月 日付けで申請のあった広告フェンスの利  
用については、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則第 6  
条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

行為の種類	広告フェンスの利用
[略]	

様式第 6 号（第 6 条関係）

広告フェンス利用不許可通知書

[略]

年 月 日付けで申請のあった広告フェンスの利  
用については、下記の理由により許可できませんので、宮崎県屋  
外型トレーニングセンター管理規則第 6 条第 1 項の規定により通  
知します。

[略]

様式第 7 号（第 8 条関係）

[略]

[略]	
利用する予定であ った施設及び附属 設備並びにその利 用を予定していた 期間	1～6 [略]
[略]	

[略]

様式第 8 号（第 8 条関係）

広告フェンス利用許可取消申出書

[略]

広告フェンスの利用を中止したいので、宮崎県屋外型トレニ  
ングセンター管理規則第 8 条第 1 項の規定により、利用許可の取  
消しの申出をします。

行為の種類	広告フェンスの利用
[略]	

[略]

様式第 10 号（第 16 条関係）

[略]

別紙

〔利用料金表〕

施設	基 準		
	区 分	単 位	金 額
[略]			
附属 設備	[略]		
	空調 設備	[略]	
[略]			

[略]

利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間	1～6 [略] 7 シャワー室 年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
[略]	

様式第 4 号（第 6 条関係）

広告掲出場所利用許可通知書

[略]

年 月 日付けで申請のあった広告掲出場所の利  
用については、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則第 6  
条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

行為の種類	広告掲出場所の利用
[略]	

様式第 6 号（第 6 条関係）

広告掲出場所利用不許可通知書

[略]

年 月 日付けで申請のあった広告掲出場所の利  
用については、下記の理由により許可できませんので、宮崎県屋  
外型トレーニングセンター管理規則第 6 条第 1 項の規定により通  
知します。

[略]

様式第 7 号（第 8 条関係）

[略]

[略]	
利用する予定であ った施設及び附属 設備並びにその利 用を予定していた 期間	1～6 [略] 7 シャワー室 年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
[略]	

[略]

様式第 8 号（第 8 条関係）

広告掲出場所利用許可取消申出書

[略]

広告掲出場所の利用を中止したいので、宮崎県屋外型トレニ  
ングセンター管理規則第 8 条第 1 項の規定により、利用許可の取  
消しの申出をします。

行為の種類	広告掲出場所の利用
[略]	

[略]

様式第 10 号（第 16 条関係）

[略]

別紙

〔利用料金表〕

施設	基 準		
	区 分	単 位	金 額
[略]			
附属 設備	[略]		
	空調 設備	[略]	
シャワー室		1人1回につき	円
[略]			

[略]

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 企業局企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年10月6日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

## 宮崎県企業局企業管理規程第6号

## 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 感染症予防等手当は、企業職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者が滞在する新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設において県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって管理者が定めるものに従事したときは、従事した1日につき 3,000円を支給する。</u></p> <p>10 [略]</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 感染症予防等手当は、企業職員が、<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（知事が定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって管理者が定めるものに従事したときは、従事した1日につき 4,000円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額を支給する。</u></p> <p>10 [略]</p>

## 附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

## 病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年10月6日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

## 宮崎県病院局企業管理規程第10号

## 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(感染症予防等手当の特例)</p> <p>7 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>(感染症予防等手当の特例)</p> <p>7 [略]</p> <p>8 <u>職員（第2条の規定により適用される職員給与条例第3条第1項第5号アに規定する医療職給料表（一）の適用を受ける者及び同条例第4条の規定により給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の患者の看護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したときは、当分の間、従事日数に応じて感染症予防等手当を支給する。この場合において、第10条第1項に規定する感染症予防等手当の支給については、第2条の規定により適用される職員の特殊勤務手当に関する条例第7条の規定は適用</u></p>

しない。  
9 前項の手当の額は、従事した1日につき 290円とする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

**公安委員会規則**

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月6日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

**宮崎県公安委員会規則第9号**

**地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（令和2年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後		
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。<u>ただし、次項の規定は、令和2年7月1日から適用する。</u> （条例附則第5項の公安委員会が定める作業）</p> <p>2 条例附則第5項に規定する公安委員会が定める作業は、次の表に掲げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>条例附則第5項の作業 防疫等作業</p> </td> <td style="padding-left: 5px;"> <p>1 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であって、次に掲げるものに従事した場合</p> <p>（1）感染被留置者を収容していた留置施設（以下「感染留置施設」という。）の防疫作業</p> <p>（2）感染留置施設における看守作業</p> <p>（3）感染留置施設において、看守以外の者が入監時等を行う身体検査等作業</p> <p>（4）感染被留置者の護送作業</p> <p>（5）医療機関において行われる感染被留置者の監視作業</p> <p>（6）感染被留置者に対する取調べ、引き当たり捜査等作業</p> <p>2 職員が、新型コロナウイルス感染症にかかっている特異行方不明者の保護に係る作業に従事した場合</p> </td> </tr> </table>	<p>条例附則第5項の作業 防疫等作業</p>	<p>1 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であって、次に掲げるものに従事した場合</p> <p>（1）感染被留置者を収容していた留置施設（以下「感染留置施設」という。）の防疫作業</p> <p>（2）感染留置施設における看守作業</p> <p>（3）感染留置施設において、看守以外の者が入監時等を行う身体検査等作業</p> <p>（4）感染被留置者の護送作業</p> <p>（5）医療機関において行われる感染被留置者の監視作業</p> <p>（6）感染被留置者に対する取調べ、引き当たり捜査等作業</p> <p>2 職員が、新型コロナウイルス感染症にかかっている特異行方不明者の保護に係る作業に従事した場合</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>条例附則第5項の作業 防疫等作業</p>	<p>1 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であって、次に掲げるものに従事した場合</p> <p>（1）感染被留置者を収容していた留置施設（以下「感染留置施設」という。）の防疫作業</p> <p>（2）感染留置施設における看守作業</p> <p>（3）感染留置施設において、看守以外の者が入監時等を行う身体検査等作業</p> <p>（4）感染被留置者の護送作業</p> <p>（5）医療機関において行われる感染被留置者の監視作業</p> <p>（6）感染被留置者に対する取調べ、引き当たり捜査等作業</p> <p>2 職員が、新型コロナウイルス感染症にかかっている特異行方不明者の保護に係る作業に従事した場合</p>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。